令和２年　№11

○国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程等の一部を改正する規程

改正理由

　共同研究及び受託研究をより迅速に開始できるよう受入手続き及び変更手続きを簡素化するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

　令和２年１月20日　教育実践研究推進本部　審議・承認

　令和２年２月12日　教育研究評議会　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和２年２月13日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

令和２年規程第６号

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
(2) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由：共同研究をより迅速に開始できるよう受入手続き及び変更手続きを簡素化するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（受入れの決定） 第５条　学長は，前条の申請を受理したときは，所属部局の長と協議の上，受入れを決定する。 ２　学長は，受入れを決定したときは，教育研究評議会に報告するものとする。	（受入れの決定） 第５条　学長は，前条の申請を受理したときは，教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては，連合学校教育学研究科委員会）の議を経て，受入れを決定する。
〔省略〕	〔省略〕
（研究の中止又は契約内容の変更） 第１１条　共同研究機関は，研究を中止又は契約内容を変更する必要が生じたときは別に定める共同研究変更願を所属部局の長を経て，学長に提出するものとする。 ２　学長は，前項の申請を受理したときは，所属部局の長と協議の上，契約内容の変更を決定するものとする。 ３　学長は，前項による決定を行ったときは，教育研究評議会に報告するとともに，別に定める共同研究変更決定通知書により契約担当役，共同研究機関及び所属部局の長に対し，通知するものとする。	（研究の中止又は契約内容の変更） 第１１条　共同研究機関は，研究を中止又は契約内容を変更する必要が生じたときは別に定める共同研究変更願を所属部局の長を経て，学長に提出するものとする。 ２　学長は，前項の申請を受理したときは，教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては，連合学校教育学研究科委員会）の議を経て，契約内容の変更を決定するものとする。 ３　学長は，前項による決定を行ったときは，別に定める共同研究変更決定通知書により契約担当役，共同研究機関及び所属部局の長に対し，通知するものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規程は，令和２年２月13日から施行する。	

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

改正理由：受託研究をより迅速に開始できるよう受入手続きを簡素化するため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （受入れの決定） 第５条　学長は，前条の申請を受理したときは，所属部局の長と協議の上，受入れを決定する。 ２　学長は，受入れを決定したときは，教育研究評議会に報告するものとする。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和２年２月13日から施行する。	〔省略〕 （受入れの決定） 第５条　学長は，前条の申請を受理したときは，教育研究評議会（連合学校教育学研究科にあっては，連合学校教育学研究科委員会）の議を経て，受入れを決定する。 〔省略〕